

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について

本市では、脱炭素に寄与する設備を設置する市民に対し補助金を交付しています。

この制度は、千葉県の補助金を活用して実施しているものですが、本市の制度の大きな特徴とし、太陽光発電システムを除き、県の補助額に市単費を上乗せする形で補助しております。

また、すべての設備を対象として、前年度に各設備を設置された方につきましても、県補助金では対象外となりますが、市単費により補助金を支出しております。県内でも同様の上乗せ補助をしている市町村は、少ないと聞き及んでおります。

1. 太陽光発電システム

令和 7 年度の交付決定は 5 2 件でした。

平成 2 2 年度から制度をスタートしておりますが、平成 2 3 年度から増加し、平成 2 6 年度は 1 0 8 件まで延びましたが、それをピークに近年は減少・横ばい傾向となっております。

2. 燃料電池システム（エネファーム）

令和 7 年度の交付決定は 5 件でした。

なお、エネファームとは都市ガスや LP ガス等から水素をつくり、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電を行うものです。エネルギーを燃やさずに直接利用するため高い発電効率が得られ、発電の際に発生する排熱を回収し、給湯器としての役割も果たします。

3. リチウムイオン蓄電池システム

令和 7 年度の交付決定は 6 4 件でした。

毎年、既存の太陽光発電システムに蓄電池をプラスして、自家消費を選択する設置者が増加していると思われます。

4. 窓の断熱改修

令和 7 年度の交付決定は 4 7 件でした。令和 3 年度に新設後、年度ごとに件数が増えており、今年度は前年度比で 2 割程増加しています。

令和 5 年度から始まった国の「先進的窓リノベ事業」は今年度も継続されているため、それに連動して市の補助金への申請数も多くなることが見込まれます。

令和 8 年度からは、過去に補助実績のない窓の断熱改修のうち、「マンション管理組合が申請するもの」の項目については廃止し、需要の高い項目の補助枠を増やしています。

5. 電気自動車

令和7年度の交付決定は3件でした。

世界的に見ると、自動車全体に対する販売台数に占める電気自動車の割合は上昇傾向にありますが、日本では充電インフラの不足、本体購入価格が高いなどの課題があり、普及率は低くなっております。

こうした課題の解決にむけた取組の一環として、鎌ヶ谷市では令和8年1月15日にイオン側の市役所駐車場にEV車用充電器2基を設置、公用車として1台、電気自動車の導入が行われました。EV車用充電器は、午前9時から午後8時の間、一般向けに有料でご利用いただけます。

今後の環境イベント等で、市民が電気自動車を検討するための参考事例として公用車の取組について紹介を行うことを検討し、さらなる補助件数増加を目指します。

6. V2H充放電設備

令和7年度の交付決定は2件でした。

本設備は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車への充電、並びに電気自動車・プラグインハイブリッド自動車から住宅や施設へ放電（給電）できる装置で、放電（給電）機能は災害等による停電時のレジリエンス（災害対応力）を向上させます。

7. プラグインハイブリッド自動車（PHV）

令和7年度の交付決定は2件でした。

本設備は、電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車です。燃料があれば発電でき、災害時などでは非常用電源としての活用も期待できます。昨今の災害対策への意識の高まりから、来年度以降の申請件数も増えていくと思われます。

8. 集合住宅用充電設備

令和7年度の交付決定は0件でした。

本設備は、集合住宅の管理者や住民等が電気自動車等に充電するために導入する充電設備です。

今後は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の普及拡大に伴い、申請件数も増えていくものと推察します。

9. 集合住宅用充電設備の導入に係る住民の合意形成のための資料作成

令和7年度の交付決定は0件でした。

マンション等の管理組合が充電設備の導入についての住民の合意形成のために必要な資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び費用負担のシミュレーション等）を外注により作成した際の作成費用を一部補助します。

令和8年度からは、過去に補助実績のない当該項目については廃止し、需要の高い項目

の補助枠を増やしています。

環境課といたしましては、広報・ホームページ・ポスター等による本制度の周知の他、各イベント開催時にもPRを行っておりますが、今後は動画でのPRも強化し、地球温暖化防止対策を推進してまいりたいと考えております。